

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年2月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年2月8日（火）午後2時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課 池内課長、武藤主査、多納主任主事、中村主事補
健康課 佐藤課長、高瀬主査、戸田主任保健師
都市計画課 小島課長、富澤主査

3 件名

令和4年度当初から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について

4 会議結果

☒ 案のとおり決定する。
☐ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

5 会議内容

①集団検（健）診の実施に伴う予約代行業務について
・コールセンターの委託期間、実施場所をどう考えているか。
→7、8月の2か月間で今年度と同じ部屋を使用し、コロナワクチンのコールセンターを委託している業者に委託予定。

②白井市地域公共交通支援金について
・本事業の実施時期は、いつ頃になるのか。
→昨年の秋以降、感染者は減少傾向であったが、令和4年1月初旬より全国的に新型コロナ感染者が増え始め、千葉県でも、当市を含め県内全域に1月21日から「まん延防止等重点措置」が発令されており、市民の経済活動の自粛等は収益の減少につながり公共交通の維持が出来なくなる恐れがあるため、令和4年度に速やかに支援を行いたい。
・近隣市の支援実施状況はどうか。
→近隣市では、令和3年度に行った支援をベースに制度設計中で、令和4年度に実施する予定であると聞いている。また、別の市では、近隣市の状況を注視しているとのことであった。

（指示）
・「①集団検（健）診の実施に伴う予約代行業務」について、会計年度任用職員の勤務は、繁忙期等を考慮し、出勤日数等の調整を行うこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件 名	令和4年度当初から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について									
現状・課題	市では、令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「交付金」という)を活用し、感染拡大防止に係る事業や、感染拡大の影響により経済的負担が増加している市民等への支援に係る事業、「新しい生活様式」やポストコロナを見据えた事業を実施している。 令和3年12月27日には、国の令和3年度補正により新たに市の限度額が示され、市では令和3年度補正予算における学校・福祉施設等PCR検査、子育て世帯への臨時特別給付金(拡大給付)のほか、令和4年度当初予算計上事業に活用することとした。 さらには、長引くコロナ禍に加え、オミクロン株による感染再拡大による影響を市民や事業者が受け続けていることから、ワクチン接種の状況や市議会からの提案などを踏まえた上で、令和4年度当初からの速やかな着手が必要な施策を見極め、対応する必要がある。									
付議事案	目的	交付金(令和4年度可能額32,438千円)を活用し、令和4年度当初から着手する必要がある市民や事業者への支援策を展開する。								
	対応 方策	以下の事業を新たに実施する。 【付議事業】 ①集団検(健)診の実施に伴う予約代行業務 3,097千円(詳細は別紙) ②白井市地域公共交通支援金 3,920千円(詳細は別紙)								
論点(決定を要する事項)	交付金を活用して行う事業について									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	予算措置については、令和4年第1回市議会定例会に追加で補正予算を提出する予定であるため、決定後、速やかに準備を進める必要がある。									
スケジュール	令和4年3月 令和4年第1回市議会定例会最終日に補正予算案追加提出 補正予算議決後、順次事業に着手									
	項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無				報道発表	有	各事業による		
	議会説明	有	議員全員協議会(R4年3月)			広報・HP等	有	各事業による		
	市民参加	無								
	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☒ 時限非 (☐ 議員全員協議会 ☐ まで)								
参考情報	関係法令等									
	関係課	健康課、都市計画課								
	事業費(概算)	7,017 千円 (うち特定財源					7,017 千円)			
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段	その他	

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課

件 名	集団健(検)診の実施に伴うコールセンター(予約代行業務)について									
現状・課題	令和3年度の胃がん、乳がん、子宮頸がん等のがん検診、健康診査(特定・後期高齢者)の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市民の安心、安全の確保を最優先課題とし、健(検)診受診時の感染防止の観点から、集団健(検)診については人数を制限した予約制とし、その予約を市民の利便性の向上と効率的な受付業務の実施を目途に、コールセンターによる予約代行業務とした。 結果は、一時、電話が殺到し、繋がらない等の状況が発生したものの、概ねスムーズに対象者の予約を達成するとともに、受診時のコロナウイルスへの感染を防ぐことができた。 現在、オミクロン株の急拡大を受け、市内のコロナウイルスへの感染が拡大している中、引き続き、市民の安心・安全を確保し、健(検)診業務を実施する必要があることから、令和4年度も令和3年度同様に、各種健(検)診の集団健(検)診については、人数を制限した予約制とし、予約についてはコールセンターによる予約代行業務としたい。									
付議事案	目的	市民のコロナウイルスへの感染防止を最優先とし、各種健(検)診を実施すること。								
	対応方策	各種健(検)診の実施にあたり、集団健(検)診について、人数を制限した予約制とし、当該予約をコールセンターの設置による予約代行委託とする。なお、コールセンターの設置は、予約が殺到する7月から8月の2か月間とし、他の期間は、会計年度任用職員の雇用により対応することとする。								
論点(決定を要する事項)	各種健(検)診の実施に係るコールセンターの設置及び予約代行委託の実施について									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)										
スケジュール	R4. 4月		コールセンター、電話回線増設契約							
	R4. 7月		集団健(検)診予約開始、集団健(検)診開始							
	R4. 12月		集団健(検)診予約終了、集団健(検)診終了							
	項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無				報道発表	無			
	議会説明	有	議員全員協議会(R4. 3月)			広報・HP等	有	対象者への健(検)診案内通知		
	市民参加	無								
	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☒ 時限非 (☐ 議員全員協議会 まで)								
参考情報	関係法令等	がん対策基本法、健康増進法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律								
	関係課	保険年金課								
	事業費	3,097 千円 (うち特定財源 3,097 千円)								
	カテゴリー	年代	成人	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他	

集団健（検）診における予約対応業務について

1. 令和3年度集団健（検）診予約システム対応内訳：延数（割合％）

	受診者数	予約システム登録数	コールセンター	職員	市民
特定健診	2,630	2,843	1,757 (61.8%)	153 (5.4%)	933 (32.8%)
後期高齢者健診	1,330	1,484	1,063 (71.6%)	132 (8.9%)	289 (19.5%)
胃がん	2,723	3,251	1,894 (58.3%)	166 (5.1%)	1,191 (36.6%)
乳がん	1,558	1,874	965 (51.5%)	46 (2.5%)	863 (46.0%)
子宮頸がん	1,274	1,592	828 (52.0%)	35 (2.2%)	729 (45.8%)
合計	9,515	11,044	6,507 (58.9%)	532 (4.8%)	4,005 (36.3%)

※予約システム登録数は、予約のキャンセルや変更等の件数も含まれる。

2. 令和4年度のスケジュール

	特定健診・後期 高齢者健診	胃がん検診	乳がん・子宮頸 がん検診	会計年度 任用職員	その他
4月	問診票等データ渡し				コールセンター 電話増設契約
5月			問診票等データ 渡し		
6月	問診票発送	問診票等データ 渡し		2名雇用 (下旬)	下旬より履行
7月	予約開始 21日より健診予定		問診票発送 予約開始	窓口・電話予 約対応	予約対応(コー ルセンター)
8月	(16日間) ↓	問診票発送 予約開始	24日より検診予 定(6日間) ↓	↓	↓
9月		8日より検診予定 (11日間) ↓		電話予約	
10月	9月下旬から14日 間健診予定			↓	
11月		11日間検診予定 ↓			
12月			6日間検診予定 ↓	↓	

3. 事業内容

- ・コールセンターで電話回線2回線を2か月間設け、予約制の集団健（検）診の予約登録を代行
- ・会計年度任用職員による窓口、電話対応及び9月から専用電話による予約対応

4. 事業費

総事業費 3,097,000 円

- ・委託料 2,845,000 円
- ・役務費（通信運搬費） 22,200 円
- ・工事請負費 230,000 円

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 都市計画課交通政策班

件 名		白井市地域公共交通支援金							
現状・課題		新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中で、人流抑制や就労形態の変化による「新しい生活様式」の実践等によって市民の生活に変化があります。 利用者の減少などにより公共交通事業者においては、コロナ感染症の拡大に起因する市民の経済活動の自粛等は収益の減少につながり公共交通の維持が出来なくなる恐れがあります。また、令和4年1月初旬より全国的に新型コロナ感染者が増え始め、千葉県でも、当市を含め県内全域に1月21日から「まん延防止等重点措置」が発令されており、支援の必要性は高いものと考えます。 なお、昨今の原油価格の高騰により車両運行の経費についても負荷がかかっています。公共交通はその性質から運賃の変更を行うには、運輸局への認可が必要で変更に時間を要しすぐに転嫁できません。 地域公共交通は、市民の「くらしの足」のために事業を継続する必要があることから、市では、令和2年度にバス及びタクシー事業者へ令和3年度にはバス事業者に対し支援金を支出してきました。							
付議事案		目的	新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活の変化に伴い、利用者の減少など影響を受けている市内を運行する公共交通事業者に対し支援を行うことで、本市における地域公共交通を維持し安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保する。						
		対応 方策	支援金を支給する。(令和2. 3年度に支援金の支給実績あり) ①路線バス事業者:市内に停留所を有する路線の数 7× 40万円 ②タクシー事業者:保有車両(旅客営業車両に限る)の数 × 4万円 ※ユニバーサルデザイン車両については6万円 (バス7路線 UDタクシー12台 普通タクシー10台)						
論点(決定を要する事項)		支援金支給の範囲及び支援金額							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)		公共交通は、市内における重要な交通資源であり、コロナ渦により厳しい経営状況にあるため事業継続の支援が必要である。 市内公共交通の状況では、令和3年1月に路線バスの減便(西白井線)が発生している。長引くコロナの影響による利用者の減少も原因となり事業存続のため社内路線の整理をおこなったものである。 令和4年1月11日付けで関東運輸局、1月17日付けで(一社)県タクシー協会より、地方創生臨時交付金を活用した支援の協力及び要望書が上がっている。							
スケジュール		予算の確保後、すみやかに交付要綱の改正をおこない事業着手する。							
		項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
		条例規則	無			報道発表	有	プレスリリース(R4.4月)	
		議会説明	有	議員全員協議会(R4.3月)		広報・HP等	有	広報・HP	
		市民参加	無						
		付議書公表	□ 公開 □ 非公開 □ 部分非 ■ 時限非 (議員全員協議会 まで)						
参考情報		関係法令等							
		関係課							
		事業費							
		3920 千円 (うち特定財源 3920 千円)							
カテゴリー		年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	都市・交通	手段	補助



千タ協発第141号
令和4年1月17日

白井市
市長 笠井 喜久雄 様

一般社団法人千葉県タクシー協会
会長 金子 庄



令和3年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金の活用によるタクシー事業者支援のお願いについて

謹啓 厳寒の候 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、一般社団法人千葉県タクシー協会の事業の運営に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通として、千葉県におきましては年間約3千3百万人（令和2年度はコロナ禍の影響で年間約2千万人に減少）のお客様に安全に安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、インバウンド観光客の減少や、出控え等による人々の移動の減少が発生し、加えて政府による数次にわたる「緊急事態宣言」の発令や「まん延防止等重点措置」の適用による休業要請等により、公共交通の利用者が大幅かつ急激に減少し、千葉県におけるタクシー事業につきましては、昨年8月、9月、10月、11月の輸送人員及び運送収入は、令和元年同月比で約3割～4割減少し、さらに今後の需要動向につきましても、極めて感染力の強い変異株オミクロン株による感染者数が本年に入り急激に増加しており、本年1月以降も需要の回復は極めて難しいものと見込まれます。

このような状況下で、経営は危機的な状況に陥りつつあり、早急に緊急の支援が必要な状況となっており、地域によっては事業の休止・廃業も余儀なくされてきている状況にあります。

このままでは近い将来、公共交通であるタクシーの輸送サービスの提供が困難な状況となり、県民の方々の生活や企業等の経済に深刻な影響の発生が強く懸念されるところであります。

つきましては、タクシー事業は地域に密着した輸送サービスであり、かつ地方創生の担い手であり、国民生活に欠かせない公共交通機関として、その社会的役割を果たすことができますよう、下記事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。



記

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。以下「令和3年経済対策」という。）において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置し、都道府県等が、地域の実情に応じて、必要な感染防止策等の事業を実施できるようにする。」等とされたことを踏まえ、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算において、地方単独事業分1兆2,000億円及び新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助事業等の地方負担分3,000億円を含む6兆8,000億円が追加計上されました。

また、最近の燃油価格高騰を受け、令和3年経済対策におけるエネルギー価格高騰への対応として、「最近のガソリン、灯油、軽油、重油、LPG価格等の高騰を踏まえ、運輸など、関係業界への支援を実施する。また、地方公共団体が、原油価格の高騰の影響を受けている事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税措置を講じるとともに、経営に大きな影響を受けている地域公共交通の維持に向けた事業者の取組を支援する。また、引き続き、燃油価格高騰の影響を受ける地域公共交通事業者等の経営安定化等に向けた施策を着実に実施する。」とされ、「地方公共団体が新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の灯油等購入費の補助等を行う場合には、地方創生臨時交付金を活用することも可能である。」とされております。

今般の追加交付措置を踏まえ、知事並びに市町村長の皆様におかれましては、地方創生臨時交付金に係る上記の趣旨をお酌み取りいただき、厳しい状況にあるタクシー事業者に対しまして、感染症対策の強化や運行継続のための補助など、地方創生臨時交付金を活用した支援につきまして、改めてご検討いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

（資料1）令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて（令和3年12月27日内閣府地方創生推進室事務連絡）

（資料2）地方創生臨時交付金（R3補正）を活用した地域公共交通支援について

（資料3）ガソリンなどの価格推移

（資料4）地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策について

（資料5）関東運輸局管内の状況

各都県知事 殿

各市町村長 殿

関東運輸局長

地方創生臨時交付金の活用による事業者支援に関するご協力のお願い

平素より国土交通行政にご理解、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ、地域の公共交通の維持・活性化に向けた取組にご尽力を頂いており、誠にありがとうございます。

さて、交通事業者については、度重なる緊急事態宣言等の影響を受けて非常に厳しい状況におかれているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（以下、「経済対策」という。令和3年11月19日閣議決定）において、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置し、都道府県等が、地域の実情に応じて、必要な感染防止策等の事業を実施できるようにする。」

等とされたことを踏まえ、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算（第1号）において、地方単独事業分1.2兆円及び国庫補助事業等の地方負担分0.3兆円を含む6.8兆円が計上されました。

同交付金については、これまでも多くの自治体において感染症対策経費や運行継続のための補助などの交通事業者向けの支援を行って頂いております。

また、最近の燃油価格高騰を受け、経済対策において、「地方公共団体が新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の灯油等購入費の補助等を行う場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能である。」とされております。

一般の追加交付措置を踏まえ、都県知事及び市町村長の皆様におかれましては、厳しい状況にある交通事業者に対して、地方創生臨時交付金を活用した支援について、改めてご検討いただけますようお願い申し上げます。

【送付資料】

（資料1）令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について（内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡（令和3年12月27日））

（資料2）地方創生臨時交付金（R3補正）を活用した地域公共交通支援について

（資料3）ガソリンなどの価格推移

（資料4）地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策について

（資料5）関東運輸局管内の状況

以上

(参考) ガソリンなどの価格推移

170円を超えると、13年ぶりの高値水準となる

